

会議録（公開用）

| | | |
|------------------|-----|---|
| 附属機関又は 会議体の名称 | | 第1回 豊島区景観審議会 |
| 事務局（担当課） | | 都市整備部 都市計画課 |
| 開催日時 | | 平成28年5月26日（木） 午後2時00分～4時00分 |
| 開催場所 | | 507・508会議室（本庁舎5階） |
| 会議次第 | | 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 会長及び副会長の選出 4. 議事 案件1 景観審議会の運営方法、景観施策の展開について 報告1 事前協議案件について 5. 閉会 |
| 公開の 可否 | 会議 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由 |
| | 会議録 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由 |
| 出席者 | 委員 | （学識経験者） 後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・志村 秀明（芝浦工業大学工学部建築学科教授）・杉山 朗子（株式会社日本カラーデザイン研究所景観事業部長）・鈴木 立也（株式会社デザインステージ代表取締役） （関係団体） 佐藤 清（豊島区町会連合会副会長）・平井 憲太郎（豊島区観光協会副会長） 小山 清弘（東京都建築士事務所協会豊島支部副支部長） （区議会議員） 星 京子・芳賀 竜朗・西山 陽介・村上 典子・小林 弘明 （区 民） 市橋 由美子・磯田 暉子 （区 職 員） 宿本 尚吾（副区長）・齊藤 雅人（都市整備部長） |
| | 幹事 | 政策経営部長・施設管理部長・環境清掃部長・地域まちづくり担当部長・都市計画課長 |
| | 事務局 | 事務局・都市計画課都市計画グループ |
| 欠席者 | 委員 | 進士 五十八（福井県立大学学長）・荒井 歩（東京農業大学地球環境科学部造園科学科准教授）・足立 勲（豊島区商店街連合会会長）・小松原 和夫（豊島区建設業協会会長）・濱 隆雄（公益財団法人東京屋外広告協会委員会委員）・垣内 信行 |
| | 幹事 | 文化商工部長・土木担当部長・教育部長 |
| 傍聴人数 | | 1名 |

審議経過

1. 開会

(事務局)

- ・定刻となりましたので、第1回豊島区景観審議会を開催します。
 - ・まず、注意事項について説明します。審議会の公開については、豊島区景観条例施行規則第35条第5項に基づき、原則公開となります。また、議事録の作成のための会議録音や場合によっては撮影等を行いますので、よろしくお願いします。
 - ・委嘱状の交付を行います。
-

2. 委嘱状交付

(事務局)

- ・委員の任期は、豊島区景観条例第28条第2項に基づき、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間となります。なお、豊島区景観条例と豊島区景観条例施行規則につきましては、机上配布しておりますので、ご参照ください。
- ・それでは、委員の紹介をさせていただきますので、お名前を呼びましたら、その場で起立をお願いします。名簿の順に読み上げさせていただきます。
- ・まず、学識経験者の委員を紹介します。福井県立大学学長の進士五十八様でございます。進士委員におかれましては、本日遅刻のご連絡を頂いています。早稲田大学大学院創造理工学研究科教授の後藤春彦様でございます。芝浦工業大学工学部建築学科教授の志村秀明様でございます。今回から新任でございます。東京農業大学地球環境科学部造園科学科准教授の荒井歩様でございます。本日は欠席でございます。株式会社カラーデザイン研究所景観事業部長の杉山朗子様でございます。株式会社デザインステージ代表取締役の鈴木立也様でございます。
- ・次に、関係団体の委員を紹介します。豊島区町会連合会副会長の佐藤清様でございます。今回から新任でございます。豊島区商店街連合会会長の足立勲様でございます。本日は欠席でございます。今回から新任でございます。豊島区観光協会副会長の平井憲太郎様でございます。今回から新任でございます。豊島区建設業協会会長の小松原和夫様でございます。本日は欠席でございます。東京都建築士事務所協会豊島支部副支部長の小山清弘様でございます。公益財団法人東京屋外広告物協会委員会委員の濱隆雄様でございます。本日は欠席でございます。
- ・次に、区議会議員委員を紹介します。星京子様、芳賀竜朗様、西山陽介様、垣内信行様、村上典子様、小林弘明様でございます。垣内委員は本日欠席でございます。
- ・次に、区民委員を紹介します。市橋由美子様、磯田暉子様でございます。
- ・最後に、区職員委員を紹介します。副区長の宿本尚吾でございます。今回から新任でございます。都市整備部長の齊藤雅人でございます。
- ・只今、新任とご紹介した方以外は、アメニティ形成審議会から引き続き委員を任命させて頂いている皆様です。
- ・続きまして、委嘱状の交付に移ります。委嘱状につきましては、委員を代表して後藤委員に高野区長より交付をさせていただきます。

(区長)

- ・委嘱状、後藤春彦様、豊島区景観審議会委員を委嘱いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・後藤委員ありがとうございました。皆様の委嘱状につきましては、机上にて配布させて頂いております。引き続きまして、高野区長よりご挨拶頂きます。

(区長)

- ・豊島区区長の高野之夫でございます。豊島区景観審議会委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第1回豊島区景観審議会にご出席頂き、心より感謝を申し上げます。
- ・景観形成審議会の前身であるアメニティ形成審議会は、これまで計24回にわたって開催されており、特に平成25年度からは、景観計画の策定に向けて精力的にご審議頂きました。昨年12月に豊島区は景観行政団体へと移行し、今年の3月には景観計画を無事に策定することができました。また、それを期に、アメニティ形成審議会についても豊島区景観審議会へとリニューアルし、更なる景観の向上に取り組む所存です。
- ・豊島区の現状について少しお話させていただきます。豊島区の歴史に残る大引越しと呼ばれた、豊島区新庁舎についても、昨年の5月7日の開庁から1年が過ぎた。新庁舎の建設にあたっては、借金や区民の負担のない手法を用いるとともに、1、2階部分には店舗を配置し、その一画に区民が展示・発表会などの活動に利用できる「としまセンタースクエア」を設けている。この「としまセンタースクエア」は365日ほとんど空きなしで使われており、区民に人気のスポットとなっている。3階から9階部分には庁舎機能が配置され、10階部分には「豊島の森」を設けており、非常に緑が少ない豊島区における名所として、連日見学者が訪れている。
- ・新庁舎の建設にあたっては、上層部を分譲住宅とする、今までにない手法を用いている。豊島区の厳しい財政状況で、資産の有効的な活用を図る趣旨から、さらに、旧庁舎や豊島公会堂跡地を76年の定期借地権で民間事業者へ貸し付け、その地代を新庁舎の建設費用等に充てている。新庁舎の建設にあたっては区民の方からの批判等もたくさんあったが、豊島区の財政状況で取れる唯一の手法であることをご理解頂き、無事完成となった。
- ・開庁後、この手法が高く評価され、新庁舎に連日視察の方々が訪れている。この1年間で、延べ250自治体が視察に訪れており、大変注目されている。特に、景観に関する点では、隈研吾先生の設計により、緑がふんだんに使用されている点でも注目をあびている。
- ・熊本の震災後、豊島区では、人やもの、お金等の支援、また区民からの寄付の送付など、様々な形で熊本市の支援をさせて頂いた。さらに、先月から豊島区として、熊本城修復への支援金の募集も行っている。
- ・先日、熊本市に足を運んだ際には、熊本城の悲惨な姿を見て、それに心を痛めている県民、市民の方々を思った。また、熊本市長のご好意により、県と市の危機管理官や市の責任者の方々にご案内頂き、被災した熊本城を間近で拝見することができた。崩れた城壁等は、元通りに復元するために番号をつけられ、崩れた状態のまま保管されており、改めて、そのような悲惨な状況を拝見して、20年、30年以上かかるだろう熊本城の修復の大変な難しさを感じた。熊本城は、加藤清正が築城した400年の歴史がある建造物として、熊本だけでなく、日本全土にとって重要な文化財であり、それが壊れてしまったことは大変衝撃的である。
- ・話がそれてしまったが、豊島区は、2年前に東京都23区内で唯一の消滅可能性都市とされており、先日、熊本に訪れた際にも、そのことが話題に上がった。そのように、豊島区が消滅可能性都市であることが全国に轟いている。
- ・しかし、消滅可能性都市との分析に対して、豊島区では、すばやい対策を積極的に行ってきた。そして、そのような豊島区の挑戦に対して、非常に高い評価を頂いている。「女性に優しいまちづくり」、「地方との共生」、「日本の推進力」を柱にした人口減少社会への対応、その中で、国際アート・カルチャー都市という明確な目標を持ち、まちづくりを進める豊島区の取組みは、まさにピンチをチャンスに変えられたのではないかと感じている。
- ・もうひとつ、景観に関わる話をさせて頂きたい。昨日、雑司が谷鬼子母神堂が国の重要文化財に指定されたことについて、記者会見を含めた、お披露目が行われた。雑司が谷鬼子母神堂は豊島長崎の富士塚、自由学園明日館に続いて、豊島区で3番目となる国の

重要文化財への指定であり、大変名誉なことである。あらためて、7月8月頃に正式に指定が決定する運びとなるが、雑司が谷鬼子母神堂の重要文化財に指定されたことは大変大きなニュースである。

- ・ちょうど、私が区長になったときの話だが、周辺住民からの「ハイヒールが引っかかる」、「車が走りにくい」等の苦情から、雑司が谷鬼子母神堂の石畳を、簡易舗装による石畳のような仕上げに換えようとしていたことがあった。しかし、私は、雑司が谷鬼子母神堂の石畳は、両隣のケヤキ並木とともに風情ある風景をつくっていることから、安易に換えてしまうのは、考え直した方がいいと意見した。住民の方々の利便性や安全性等もちろん重要ではあるが、古き良きものをどう残していくのかが大事との思いから、結果的に石畳は残すこととなった。あの時、石畳を残す判断をしていなかったら、現在、雑司が谷鬼子母神堂が国の重要文化財に指定されることもなかったのではないかと考えている。そのように、細かいことかもしれないが、古き良きものを残していくことが、様々な面でポイントになるのではないかと考えている。当時、鬼子母神堂の石畳に対しては、区民から様々なクレームが存在したが、やはり古き伝統や遺産を受け継いでいくことが大切である。
- ・雑司が谷は、鬼子母神をはじめ、周辺地域を含めた形で、平成26年12月に日本ユネスコ協会連盟の未来遺産に登録を受けており、地域の文化・自然遺産等をどう受け継いでいくかが重要である。その点からも、改めて豊島区景観審議会の役割の重要性を感じている。
- ・今後も厳しい目で様々なご指摘頂きたい。守りではなく、攻めの姿勢でご提言等お願いします。これからも各委員のご審議を賜りながら、豊島区がすばらしいまちになるように皆様のお力を頂きたい。
- ・本日は第1回の審議会であるので、豊島区の今後の景観施策のあり方や進め方を中心に、ご審議のほどよろしくお願いします。

(事務局)

- ・区長は次の公務の予定があるため、ここでご退席頂く。
- ・本日は委員の半数以上が出席し、豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数を満たしています。
- ・豊島区景観審議会の会長、副会長の選任に移りたいと思います。豊島区景観審議会の会長、副会長の選任にあたっては、豊島区景観条例施行規則第34条第2項に基づき、審議会委員の互選により選出します。委員の皆様のご意見を頂きたい。まず、会長の選出についてはどうか。

(委員)

- ・事務局に一任する。

(事務局)

- ・事務局に一任との意見がありましたが、よろしいでしょうか。よろしいようなので、事務局案としては、アメニティ審議会に引き続き、進士委員に会長を担って頂きたいと思う。なお、進士委員から、本日は急用のため欠席との連絡を頂いている。
- ・続きまして、副会長選出についてはどうか。

(委員)

- ・会長に一任する。

(事務局)

- ・本日、会長に選任する進士委員が欠席のため、会長代行として、副会長の選任についても事務局に一任頂いてよろしいでしょうか。よろしいようなので、事務局案としては、後藤委員に副会長を担って頂きたいと思う。
- ・後藤委員、副会長を担っていただけるか。

(副会長)

・はい

(事務局)

- ・ありがとうございます。
- ・それでは、本日は会長が欠席のため、後藤副会長に会長席へと移って頂き、今後の司会進行をお願いします。後藤副会長は着任のご挨拶をお願いします。

(副会長)

- ・本日の司会進行を務めさせていただきます。
- ・第1回目の豊島区景観審議会で、本来では会長のご挨拶で始まるべきであるが、私の方からご挨拶させていただきます。
- ・豊島区では、以前より景観法に基づかない体制により、アメニティ形成審議会が設けられていた。アメニティは奥が深い言葉で、進士先生も大切にされていた。そのような過程の中で、国が遅ればせながら景観法を策定し、現在は、景観法に基づく形で、それぞれの自治体が景観計画を策定している状況である。自治体の景観行政に関しては、豊島区がある意味で先行していたが、それに時代が追いつき、豊島区も時代に合わせる形で、今回、法律に基づく景観審議会ができあがった。
- ・今年の3月に策定された豊島区景観計画は、豊島区の景観をより良いものとしていくため、3年もの時間をかけてつくられたものである。今後はこの計画に基づき、豊島区の景観形成に努めていく。景観計画の概要版の最後のページに景観形成特別地区について記されており、青線で囲まれている地区が現在の景観形成特別地区で、池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道、神田川沿川、六義園周辺の3ヶ所が指定され、豊島区では、これらの地区を積極的に景観形成の目玉として取り上げている。これらが、先行する形で、その後、赤線で囲まれている候補地区についても、景観形成特別地区に加えていくことを考えている。
- ・豊島区景観計画では、池袋を中心に区域を12の地域に区分し、非常に丁寧な地域別の景観まちづくりの方針を立てている。この方針に基づいて、豊島区の景観形成を担っていきたいと思う。
- ・それでは、まず、傍聴希望者について事務局よりご報告をお願いします。

(事務局)

- ・本日は、傍聴希望者が1名ございます。

(副会長)

- ・傍聴人の方はどうぞお入りください。
- ・事務局から本日の議事について資料の説明も併せて、説明をお願いします。

(事務局)

配布資料の説明

2. 議事

案件1 景観審議会の運営方法、景観施策の展開について

(事務局)

資料1、2、参考資料1について説明

(副会長)

- ・ありがとうございます。事務局より案件1について3つの資料のご説明を頂きました。
- ・まず、部会の設置を行うとのことから、部会の構成メンバーについて事務局案を示して頂きたい。

(事務局)

- ・豊島区景観条例施行規則第36条第1項に基づき、部会のメンバーは審議会の会長が指名することとなっている。事務局案としては、審議会委員の学識経験者に部会を構成して頂きたいと思うがよろしいか。

(副会長)

- ・よろしいようなので、進士会長を除いた審議会委員の学識経験者5名で部会を構成することとする。
- ・案件1について、その他に質問や意見はありますか。
- ・よろしいようなので、案件2の事前協議案件について、事務局から資料の説明をお願いします。

案件2 事前協議案件について

(事務局)

資料1について説明

(副会長)

- ・ありがとうございます。案件2について何か質問や意見はありますか。
- ・景観アドバイザーとして協議に参加された委員からご意見を頂きたい。

(委員)

- ・以前より豊島区のアメニティアドバイザーをさせて頂いていたが、今回から、事業者と設計者、景観アドバイザーが同じテーブルで話し合えるようになった。そのため、その場で問題が解決できたり、より理解が深まるなど、より良い協議の場がつけられている。
- ・新区民センターについては、問題があるとの判断から事前協議を2回行わせて頂き、その点については無事解決している。事前協議の議事録は、事務局がお持ちと思うので、指摘事項やそれに対する改善案等の詳細は議事録を確認して頂きたい。
- ・今回の5つの案件は旧庁舎跡地をはじめ、非常に大きい規模の建物だったため、本当であれば多くの方のご意見を頂きたかったところである。特に、旧庁舎跡地については、完全にフィックスしていない部分もあり、設計者も柔軟な対応をしてくれているため、いい報告がもらえるのではないかと考えている。みなさまの力を借りることができず、至らない面もあるかと思うが、事前協議の場は、以前と比べて非常に良くなったと感じる。今後は、部会のお力、また審議会のお力も借りていきたいと思う。

(副会長)

- ・今の委員の話にもあったが、事前協議について議事録とは別に、どのようなアドバイスがあり、それに対して改善案はどう変化したのか、なるべくビジュアルに記録してもらい、部会に示して頂けると、より深い議論ができるので、その辺りの工夫をお願いしたい。
- ・新宿区の景観審議会でも同様に、事前協議の報告が議題になったが、その中でも、一番大きな関心事は、神宮外苑の新国立競技場の周辺の計画である。新国立競技場の最も近くに計画される日本体育協会・日本オリンピック委員会（JOC）新会館とその隣に立地する民間のマンションの開発がほぼ同時期に3つ進んでおり、それらが敷地単位で事前協議を行おうとしている。しかし、それでは建物の足元周りに生まれる空地と空地の関係がつけられないので、そうした事前協議も3つ同時にしてほしいとお願いしている。
- ・豊島区においても、旧庁舎跡地など、建物の規模も大きく、足元周りに空地が生まれるだろう開発では、周辺のまちにどうつながっていくのかも重要な視点となる。敷地の中だけで完結するのではなく、周りの空間との連続性が景観を考える上で重要である。
- ・いずれにせよ、事業者や設計者が同じテーブルで議論することで、より良い景観形成に

つながっていくことを期待する。

- ・案件2について、その他に質問や意見はありますか。

(委員)

- ・全体的な施策の展開について、先ほど説明があった雑司が谷地区について、今後、景観形成特別地区への指定を考えているとのことであり、区長からもお話があったように、有形の重要文化財に新たに指定された雑司が谷鬼子母神堂をはじめ、雑司が谷地域の景観づくりを、今後重点的に取組んでいきたいとの趣旨は分かるが、景観形成特別地区への指定は景観審議会の中で行っていく形となるのか。

(事務局)

- ・景観審議会の下承を頂くことで、景観形成特別地区への指定ができるので、委員の皆様にご十分なご議論を頂いた上でご判断頂きたい。

(副会長)

- ・地元が盛り上がってくるタイミングで、新たな景観形成特別地区を指定していくという手順である。
- ・案件2について、その他に質問や意見はありますか。よろしいようなので、本日の議事は全て行ったということですが、その他事務局から連絡等ございますか。

(事務局)

- ・次回の第2回景観審議会は、9月の下旬頃を予定しており、詳細な日時が決定次第お知らせする。

(副会長)

- ・これにて第1回豊島区景観審議会を閉会とします。

以上